

2019年8月28日

令和元年8月の前線に伴う大雨により
被害を受けられた皆さまへ



令和元年8月の前線に伴う大雨により
被害を受けられた皆さまへ、心よりお見舞い申し上げます。

お客さまからの被害についてのご連絡を下記窓口で承っておりますので、ご案内申し上げます。

宅建ファミリー共済 事故受付センター
フリーダイヤル 0120-0810-75
24時間・365日受付

災害救助法適用地域でご契約をいただいているお客さまへ

弊社では、令和元年8月の前線に伴う大雨による災害に災害救助法が適用された地域で、ご契約をいただいているお客さまを対象に継続（更新）契約の「契約手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予を設ける等の特別措置を実施いたします。本措置の適用をご希望されるお客さまは、下記窓口までお申出ください。

※災害救助法適用都道府県（適用市町村）は下記をご参照ください。

宅建ファミリー共済本社 お客様専用窓口
フリーダイヤル 0120-0810-56
受付：平日9時～17時（土日祝日を除く）

災害救助法適用 都道府県	適用市町村	法適用日
【佐賀県】	佐賀市 （さがし） 唐津市 （からつし） 鳥栖市 （とすし） 多久市 （たくし） 伊万里市 （いまりし） 武雄市 （たけおし） 鹿島市 （かしまし） 小城市 （おぎし） 嬉野市 （うれしのし） 神崎市 （かんざきし） 神崎郡吉野ヶ里町 （かんざきぐんよしのがりちょう） 三養基郡基山町 （みやきぐんきやまちょう） 三養基郡上峰町 （みやきぐんかみみねちょう） 三養基郡みやき町 （みやきぐんみやきちょう） 東松浦郡玄海町 （ひがしまつうらぐんげんかいちょう） 西松浦郡有田町 （にしまつうらぐんありたちょう） 杵島郡大町町 （きしまぐんおおまちちょう） 杵島郡江北町 （きしまぐんこうほくまち）	8月28日

災害救助法適用 都道府県	適用市町村	法適用日
	杵島郡白石町 (きしまぐんしろいしちょう) 藤津郡太良町 (ふじつぐんたらちょう)	

以上